

2 家庭教育への支援の充実

育児不安の増大、児童虐待の急増等の背景として「家庭の教育力の低下」が指摘されていることを踏まえ、子育てについて学ぶ機会等の提供を行う。

- 子どもの発達段階に応じた子育て講座の実施や、子育てのヒント集の作成による子育て情報の提供を推進する。

3 子育てを支援する生活環境の整備

妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出等できるような環境整備を行うとともに、子育てを支援する良質な住宅・居住環境を整備する。

- ① 官庁施設をはじめとする公共施設や公共交通機関、多数の者が利用する建築物、さらに公園、デパート、劇場などを妊婦や乳幼児を連れた人が快適に利用できるよう、バリアフリー化を推進する。
 - ・ 官庁施設や鉄道駅等の旅客施設において、段差の解消（エレベーターの設置等）や誰にも使いやすいトイレの設置を推進。
 - ・ 低床式路面電車の整備やノンステップバス等の導入を促進。
 - ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）に基づく義務付け措置の創設及び建築物設計者等向けのガイドラインの作成等
 - ・ 公共施設等への託児室や授乳コーナーの設置及び乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレの改修等の市町村における子育てバリアフリーの取組を推進。
また、民間企業において同様の推進が図られるよう関係業界に対して要請。
 - ・ 「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、公共交通機関や宿泊施設等のバリアフリー状況についての情報提供を推進。
 - ・ 子連れ家族の優先的な入館、料金割引サービスの普及を促進するため、関係業界に対して要請。

- ② 共働き夫婦等の買物代行、家事手伝い、子どもの幼稚園等への送迎等、生活支援輸送サービスの普及を推進する。
- ③ 子育てを支援するゆとりのある住宅の確保を支援する。
- ・ 融資制度による住宅取得の支援
 - ・ 特定優良賃貸住宅制度の活用や都市公団による良質なファミリー向け住宅の供給の促進
 - ・ 高齢者等の住宅資産の活用による良質なファミリー向け住宅の供給の促進
- ④ 公共賃貸住宅による多子世帯の支援を行う。
- ・ 既設の公社等の住宅の改善・更新による良質な賃貸住宅の供給
 - ・ 公営住宅、特定優良賃貸住宅における事業主体の判断による多子世帯等の優先入居
- ⑤ 保育所等を併設した住宅等の供給を促進する。
- ・ 公共賃貸住宅の整備や市街地再開発事業等における、住宅等と保育所等の子育て支援施設の一体的整備の推進
 - ・ 総合設計制度の活用による保育所等の設置の促進
- ⑥ 職住近接の実現により共働き世帯を支援する。
- ・ 都心の既存オフィス等のファミリー向け賃貸住宅への転用等の促進
 - ・ 大都市地域等の既成市街地において、都市再生事業に対する補助制度の活用等により、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の整備を総合的に推進。

4 社会保障における「次世代」支援

子どもは次の時代の社会保障の支え手であることから、社会保障制度において子どもや子育て家庭に対する配慮を行うことについて検討する。

また、社会保障制度改革に当たっては、制度を支える将来世代の負担が過重とならないよう、現行の給付や負担を見直すなど支えられる世代との負担のバランスを考慮するものとする。

- 多様な働き方の実現と併せて、育児期間において、収入が下がり又はなくなる場合に、将来の年金額計算において配慮を行うことなどについて検討する。
(→平成16年の次期年金制度改革で検討)

5 教育に伴う経済的負担の軽減

教育に伴う経済的負担の問題が少子化の背景にあると指摘されていることを踏まえ、若者が自立して学べるようにするため、育英奨学金の充実を行うとともに、新たな貸付制度についても検討を行う。

- ① 学生が安心して学べるよう育英奨学金を充実する。
- ② 若者が自身で資金を借りて就学し、社会の「支え手」となることを社会全体で支援するとともに、若者が年金を身近に感じられるよう、年金資金を活用した貸付制度も含めて新たな貸付制度についても検討する。
(→平成16年の次期年金制度改革で検討)

次世代を育む親となるために

1 親になるための出会い、ふれあい

将来の親となる世代が、子どもや家庭を知り、子どもとともに育つ機会をつくることにより、人への関心や共感を高める。

- 保育所や乳幼児健診の場、幼稚園、児童館などを活用し、中高生が乳幼児とふれあう機会を広げる。

2 子どもの生きる力の育成と子育てに関する理解の促進

子どもの豊かな人間性や他人に対する思いやり等の「生きる力」を育むとともに、社会全体が家庭や子育ての意義についての理解を深められるようにする。

- ① 子どもの「生きる力」を育むための体験活動、世代間交流を推進する。
- ② 男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義に関する教育、広報、啓発を推進する。
- ③ 幼児期の成長の様子や大人たちの関わり方について理解を深め、社会全体で幼児を育てていくために「幼児とともに心をはぐくむキャンペーン」を実施する。

3 若者の安定就労や自立した生活の促進

若年者の能力開発や適職選択による安定就労を推進し、若年者が自立して家庭を持つようにする。

- ① 若年者に対する職業体験機会の提供や職業訓練を推進する。
- ② 不安定就労若年者（フリーター）対策として、就労支援を行うとともに、若年者の試行雇用を推進する。

4 子どもの健康と安心・安全の確保

食を通じた家族形成や人間性の育成（食育）、性に関する正しい理解の普及など、子どもの健康と安心・安全の確保を図る。

また、妊娠・出産の経過に満足することがよい子育てにつながることから、安全で快適な「いいお産」の普及により、出産の喜びを高め、子育ての楽しさを広める。

- ① 食行動指針の作成や学習教材の開発など、「食育」の普及を図る。
- ② 「望まない妊娠」に対する相談援助をモデル的に実施するなど、性に関する正しい理解の普及を図る。
- ③ 「いいお産」に関する情報提供のためのプログラム開発など、「いいお産」の普及を図る。

5 不妊治療

子どもを持ちたいのに子どもができない場合に不妊治療を受けるケースが多くなっていることを踏まえ、子どもを産みたい方々に対する不妊治療対策の充実と支援の在り方について検討する。

【対策の推進方策】

1 国

- ① 「今後の主な取組」について、政府が一体となって総合的に実施する。
- ② 厚生労働省においては、少子化対策の具体的検討を行うため、現行の「少子化問題会議」を改組し、「少子化対策推進本部」を設置する。
- ③ 少子化対策をもう一段推進し、対策の基本的な枠組みや、特に「働き方の見直し」や「地域における子育て支援」を中心とする直ちに着手すべき課題について、立法措置を視野に入れて検討を行い、年末までに結論を得る。

2 地方

- 地方自治体ごとに、行動計画の策定など、少子化対策の推進体制を整備する。

3 企業

- 推進委員会の設置や行動計画の策定などの対応が必要であり、総理大臣や厚生労働大臣等から経済団体代表に対して要請を行う。

【対策を進める際の留意点】

今後、少子化対策を進める際には、「少子化社会を考える懇談会」中間とりまとめ（平成14年9月13日）において指摘されている次の事項に留意する必要がある。

①「子どもにとっての幸せの視点で」

子どもの数だけを問題にするのではなく、子どもが心身ともに健やかに育つための支援という観点で取り組むこと。

②「産む産まないは個人の選択」

子どもを産むか産まないかは個人の選択にゆだねるべきことであり、子どもを持つ意志のない人、子どもを産みたくても産めない人を心理的に追い詰めることになってはならないこと。

③「多様な家庭の形態や生き方に配慮」

共働き家庭や片働き家庭、ひとり親家庭など多様な形態の家庭が存在していることや、結婚するしない、子どもを持つ持たないなどといった多様な生き方があり、これらを尊重すること。